

平成十九年十二月二十五日提出
質問第三五七号

二〇〇一年三月のイルクーツク声明に対する外務省の評価に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

357

二〇〇一年三月のイルクーツク声明に対する外務省の評価に関する質問主意書

一 二〇〇一年三月、ロシアのイルクーツクで森喜朗首相（当時）とプーチン・ロシア大統領との首脳会談が行われた際に、歯舞、色丹、択捉、国後の四島の一括返還を求めるのではなく、歯舞、色丹の二島については具体的な返還時期の交渉を行い、残りの国後、択捉の二島については日口間で帰属確定の交渉を並行して行うという、いわゆる「2プラス2」の方針を決めた声明（以下、「イルクーツク声明」という。）が発表されたが、「イルクーツク声明」についての右の認識に間違いはないか。確認を求める。

二 橋本、小渕、森内閣では、「イルクーツク声明」の根底にある考え方を交渉の基礎に、歯舞、色丹二島の返還を実現し、その上で国後、択捉両島の帰属の問題の解決を図る段階的な北方領土問題の解決を目指したという事実はあるか。また、その後の小泉政権では、それまでの段階的な解決を目指す路線から、歯舞、色丹、択捉、国後の四島の我が国への帰属の確認を求め、ロシアとの交渉が停滞したという事実はあるか。外務省の認識如何。

三 「政府答弁書」（内閣衆質一六八第三三五号）では、「イルクーツク声明」の方針は現在でも日露間での北方領土問題の交渉に生かされているかとの問いに対して、「お尋ねの点を含め、平和条約の締結に関

する交渉の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされているが、「イルクーツク声明」は日露の首脳間で調印された公文書であり、その内容が公になっているものなのに、なぜ外務省は右の答弁の様に「イルクーツク声明」に関する北方領土問題の交渉について説明を拒むのか、その理由を明らかにされたい。

右質問する。